

湯河原町ファミリーサポートセンター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、湯河原町ファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）による育児の支援事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 センターは、育児の援助を行いたい者（第5条第2項において「サポート会員」という。）と育児の援助を受けたい者（第5条第2項において「ファミリー会員」という。）とをもって構成する会員組織であって、事業は、当該会員相互による育児の援助活動（以下「援助活動」という。）の支援を行うことにより、仕事並びに家事及び育児が両立できる環境を整えるとともに、地域ぐるみで子育て支援体制の充実を図り、もって児童福祉の向上に資することを目的とする。

(センターの業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集及び登録その他の会員組織に関する業務
- (2) 援助活動の調整に関する業務
- (3) 援助活動に係る研修及び指導に関する業務
- (4) 会員間の交流に関する業務
- (5) 関係機関との連絡調整に関する業務
- (6) センターの広報に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する事業の目的の達成に必要な業務

(アドバイザー)

第4条 センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、前条に規定するセンターの業務に関する事務を処理する。

(援助活動)

第5条 援助活動は、援助を必要とする生後3箇月から中学校修了までの子どもを現に養育している者に対して行われるものとする。

2 援助活動は、有償とし、ファミリー会員は、援助活動終了後にサポート会員に利用料金を支払うものとする。

(保険)

第6条 会員は、援助活動中の事故に備え、ファミリーサポートセンター補償保険に一括して加入するものとする。

2 前項の保険に加入する費用は、町が負担する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成25年8月1日告示第71号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和4年5月25日告示第53号）

この告示は、公表の日から施行する。